

週休2日制促進工事  
実施マニュアル（試行）  
（営繕工事）

令和8年4月

船橋市

# 目 次

- 1 目的
- 2 用語の定義
- 3 対象工事
- 4 実施方法
- 5 積算方法等
- 6 成績評定
- 7 アンケートの実施
- 8 その他

## 1 目的

このマニュアルは、建設業が取り組む「週休2日の定着」を発注者として支援するために試行する「週休2日制促進工事（営繕工事）」（以下、「促進工事（営繕）」という。）に関する必要な事項を定め、円滑な実施を図ることを目的とする。

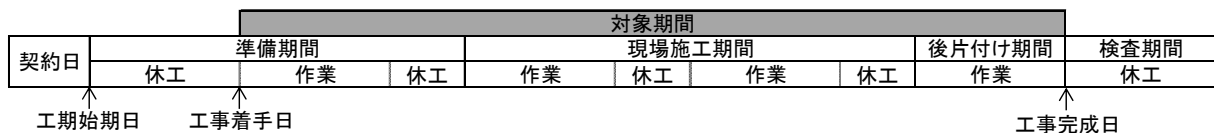
## 2 用語の定義

### （1）週休2日

対象期間において、毎月、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。（月単位の現場閉所率が全て28.5%以上になった状態をいう。）

### （2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間（例：12月29日～1月3日）、夏期休暇3日間（例：8月13日～8月15日）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。



### （3）工事着手日

工期の始期日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の建設または測量をいう。）に着手する日をいう。

### （4）工事完成日

後片付け完了後、工事完成通知書を監督職員に提出する日をいう。

### （5）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### （6）4週8休

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

### （7）現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合で、現場閉所日数を対象期間日数で除した値（小数点以下第2位切り捨て）のことをいう。

## 3 対象工事

試行対象工事は、本市が発注する営繕工事のうち、発注者が指定する工事とする。

## 4 実施方法

### （1）契約

契約の締結にあたり、次の内容を促進工事（営繕）に係る特約条項として、工事請負契約書に記載する。

受注者は、工事の施工に当たり、週休2日制促進工事实施マニュアル（試行）（営繕工事）に定める現場閉所率を達成するものとする。
---

### （2）契約後

- 1) 工事契約後、受発注者で速やかに協議を行い、対象施設特有の情報（施設行事、休館日等）を共有する。
- 2) 受注者は、上記協議後速やかに工事の全体の実施工程表を作成する。この実施工程表は週休2日を見込んだ工程とし、総合施工計画書に添付する。
- (3) 工事着手後
  - 1) 受注者は、「週休2日計画工程表」（様式2）を作成し監督職員に提出する。この「週休2日計画工程表」は月単位で提出するものとする。なお、受注者が任意の書式で「週休2日計画工程表」を作成する場合は、様式2を参考に「現場閉所計画日」、「対象期間」及び「現場閉所率」を記載するものとする。また、提出期限は、当初月は工事着手日までとし、それ以降は月初めの作業開始前までとする。
  - 2) 受注者は、対象期間中やむを得ない理由により「週休2日計画工程表」に示した「現場閉所計画日」に作業を行う場合は、当初の「現場閉所計画日」から起算して**前後14日以内**に振替現場閉所日を設けることができる。振替現場閉所日を設ける場合は工事打合せ簿により監督職員と協議を速やかに行う。この振替現場閉所日は、当初の「現場閉所計画日」を含む月の現場閉所日数としてカウントし、現場閉所率を算出する。
  - 3) 「週休2日計画工程表」に示した工程から大幅な変更が生じた場合は、その理由と変更後の工程について、受発注者で協議を行う。
  - 4) 工程の変更理由が以下の①～④に示すような受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行う。
    - ① 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合
    - ② 著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
    - ③ 工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
    - ④ その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合
  - 5) 受注者は、毎月「現場閉所実績書」（様式3）を提出する。

## 5 積算方法等

- 1) 適正な工期を設定し、共通仮設費等の共通費の算定を行う。
- 2) 労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）について、補正係数1.02により補正し工事費を積算する。
- 3) 施工後に週休2日の達成状況を確認し、週休2日が達成されなかった場合（月単位の現場閉所率が1回でも28.5%未満となった場合）は、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行うものとする。

## 6 成績評定

週休 2 日の現場閉所を行ったと認められる場合は、工事成績評定の加点および該当項目の追加を行う。ただし、明らかに受注者側に週休 2 日に取組む姿勢が見られなかった場合（4 週 6 休未満）については、点数を減ずる措置を行うものとする。

加点は、主任監督員の考査項目「創意工夫」にて行う。また、下記加点のほか、総括監督員及び主任監督員の工程管理にて適切に評価する。

減点は、総括監督員の法令順守にて行う。

定義	条件	加点・減点	月ごとの達成状況（例）			
			○月	○月	○月	○月
4 週 8 休	月単位の現場閉所率が全て 28.5%以上の場合	+2 点	4 週 8 休	4 週 8 休	4 週 8 休	4 週 8 休
4 週 7 休	月単位の現場閉所率が 1 回でも 28.5%未満 25.0%以上となった場合	+1 点	4 週 8 休	4 週 7 休	4 週 8 休	4 週 8 休
4 週 6 休	月単位の現場閉所率が 1 回でも 25.0%未満 21.4%以上となった場合	±0 点	4 週 8 休	4 週 8 休	4 週 6 休	4 週 8 休
上記以外	月単位の現場閉所率が 1 回でも 21.4%未満となった場合	-1 点	4 週 8 休	4 週 8 休	4 週 8 休	4 週 5 休

## 7 アンケートの実施

発注者が促進工事（営繕）に関するアンケート調査を実施する。受注者は工事完成検査後、2 週間以内に調査票を発注者へ提出する。なお、調査票については、監督職員から別途指示する。

## 8 その他

このマニュアルに定めのない事項については、監督職員と協議すること。